2　指名されるために必要な要件
⑴　入札参加者に要求される資格
１）入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。
①　単体企業
ア）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ）中国地方整備局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の申請を令和５年１月13日までに行っていること。
なお、落札決定時点において、令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。
ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
エ）参加表明書提出期限日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
カ）計量証明事業者（濃度（水・土壌））の認定を受けた者であること。
２）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
［１］資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。
１）子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
２）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
［２］人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
１）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
⑴　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
⑵　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
⑶　会社法第２条第15号に規定する社外取締役
⑷　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
イ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
ウ）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
エ）組合の理事
オ）その他業務を執行する者であって、ア）からエ）までに掲げる者に準ずる者
２）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
３）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
［３］その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記［１］又は［２］と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
⑵　入札参加者を選定するための基準　中国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、同種業務の実績並びに業務成績、配置予定主任技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。
3　入札手続等
⑴　担当部局　〒736―0082 広島県広島市安芸区船越南２丁目８番１号　中国地方整備局中国技術事務所総務課経理係　電話082―822―2340　メールchugi-k@cgr.mlit.go.jp
⑵　指名競争参加資格の申請の時期及び場所
上記２⑴１）①イに掲げる一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、受け付ける。
⑶　入札説明書の交付期間、場所及び方法
入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、電子入札システムを利用できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はメール等による入手申し込みは認めない。
交付期間：令和５年１月６日から令和５年３月９日までのうち、休日を除く毎日の９時30分から16時00分までとする。
入手方法：電子入札システムで入手可能。（国土交通省電子入札システムアドレス：https://www.e-bisc.go.jp/help.html）
交付場所：広島県広島市安芸区船越南２丁目８番１号　中国地方整備局中国技術事務所総務課経理係　電話082―822―2340
⑷　参加表明書を提出できる者の範囲　参加表明書を提出する時において、上記２⑴１）①イ）に掲げる一般競争参加資格の申請を行っている者とする。なお、令和５年１月13日において当該資格の申請を行っていない者については、令和５年１月25日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。
⑸　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
提出期限：令和５年１月19日16時00分まで。
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）またはメールによる。
提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、上記⑴に同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項［コンサルタント業務］のとおり。
⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札〆切：令和５年３月９日14時00分
開札日時：令和５年３月10日14時00分
提出場所：発注者の承諾を得て持参する場合は、上記⑴に同じ。
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、入札書を持参又は郵送（書留必着）とすること。